

申請に対する処分の審査基準

【一般廃棄物処理施設の設置の許可】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項)

【一般廃棄物処理施設の変更の許可】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項)

- 1 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が次の基準に適合していること。
 - (1) 最終処分場以外の場合
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第4条で定める一般廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
 - (2) 最終処分場の場合
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第1条第1項及び第1条の2第1項で定める一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合していること。
- 2 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び施行規則第4条の2で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 3 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして施行規則第4条の2の2で定める基準に適合するものであること。
- 4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。